

令和8年度の生活経済事犯に係る具体的取組指針の改正について（通達）

令和8年4月1日

警察庁丁生経発第53号

警察庁生活安全局生活経済対策管理官から警視庁生活安全部長及び各道府県警察（方面）本部長宛て

（概要）

令和8年度の生活経済事犯に係る具体的取組指針を定めたもの。

具体的取組指針としては、

- 生活経済事犯全般
- 利殖勧誘事犯
  - ・ 警察本部担当課による適時の情報集約と早期事件着手の推進等
  - ・ 犯罪実態の解明に向けた多角的捜査の推進
  - ・ 財務捜査の推進による緻密な捜査
  - ・ 各種法令を活用した新たな犯罪手法への対応
  - ・ 関係行政機関等との連携
- 特定商取引等事犯
  - ・ 消費者の要望に応じた取締りの推進
  - ・ 若年層を対象とした連鎖販売取引事犯や業務提供誘引販売取引事犯への取組
  - ・ 警察署独自による積極的な事件化
  - ・ 早期事件着手及び突き上げ捜査等の徹底
  - ・ 関係行政機関等との連携
- ヤミ金融事犯
  - ・ 新たな手口に対する積極的な事件化
- 知的財産権侵害事犯
  - ・ インターネット上における知的財産権侵害事犯への対応
  - ・ 営業秘密侵害事犯への適切な対応
- 保健衛生事犯
  - ・ 関係機関・団体との連携等による重点を指向した取締り
- 環境事犯
  - ・ 産業廃棄物事犯及び盛土関係事犯への的確な対応
  - ・ 動物虐待事犯等における関係機関等との連携等・
- その他の生活経済事犯
  - ・ チケット不正転売事犯に対する積極的な対応
  - ・ 金地金の密輸入事犯等に対する適切な対応
- 連絡事項
  - ・ 報告等の適切な実施
  - ・ 「重点的に取り締まるべき事犯」の通知

等を示している。